

KCN 京都インターネット契約約款新旧対照表

新		旧							
<p>第3条（用語の定義） （中略）</p> <table border="1"> <tr> <td>当社グループ</td> <td>近鉄ケーブルネットワーク株式会社、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田</td> </tr> <tr> <td>技術基準等</td> <td>端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件</td> </tr> </table>		当社グループ	近鉄ケーブルネットワーク株式会社、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田	技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件	<p>第3条（用語の定義） （中略）</p> <table border="1"> <tr> <td>当社グループ</td> <td>近鉄ケーブルネットワーク株式会社、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田</td> </tr> </table>		当社グループ	近鉄ケーブルネットワーク株式会社、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田
当社グループ	近鉄ケーブルネットワーク株式会社、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田								
技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件								
当社グループ	近鉄ケーブルネットワーク株式会社、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田								
<p>第17条（当社が行う本サービス提供の停止） （8）第36条の2（施設の検査）の規定に違反した場合 （9）その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合</p>		<p>第17条（当社が行う本サービス提供の停止） （8）その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合</p>							
<p>第36条の2（施設の検査） 当社は、加入者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかについて検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。 2. 前項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外すものとします。</p>		<p>なし</p>							
<p>第56条（損害賠償の免責および特約事項） 11.（中略）ただし、技術基準等の変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p>		<p>第56条（損害賠償の免責および特約事項） 11.（中略）ただし、技術的条件（法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定または変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p>							
<p>第56条の2（注意喚起） 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続する加入者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>		<p>なし</p>							
<p>付則2. 本約款は2020年4月1日より施行します。 （以 上）</p>		<p>付則2. 本約款は平成30年10月1日より施行します。 （以 上）</p>							